平成２６年（フ）第１７４３号
名古屋市守山区市場12番７号
債務者　加納　章寛
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３５号
青森県黒石市大字牡丹平字福民北105番地６
債務者　佐藤　良治
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１４９号
青森県弘前市大字松原東１丁目１番地33　パフィオ・パートⅠ―203号
債務者　松江　　忍
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１５６５号
愛知県大府市東新町１丁目176番地の１　リバーサイドコスモス103号
債務者　加藤　兼士
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４９号
愛知県春日井市高山町３丁目17番地９　グリーンヒルズ朝宮505号
債務者　藤田　幸代
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９６号
山口県周南市東山町８番11―102号
債務者　早川　　広
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第４１号
山形県鶴岡市平京田字屋敷廻47番地１　コーポ太平203号、前住所山形県鶴岡市大塚町10番29号　セジュール大塚館弐番館101号室
債務者　奥山　佳夫
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第２１０号
静岡県富士市五貫島704番地の１　県営住宅Ｅ―105号、前住所静岡県富士市国久保２丁目11番16―107号　ＮＩＣＥ　ＵＲＢＡＮ富士東館
債務者　小谷　美子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２８８号
愛知県一宮市萩原町串作字天井23番地４　ＤＵＰＬＥＸ串作Ⅱ103号
債務者　柴田紗央李
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３２３２号
大阪府東大阪市岸田堂西１丁目４番８号
債務者　杉山哲也こと　金　　君哲
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３６７号
大阪市城東区中浜２丁目２番18号
債務者　永橋　愛美
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４３０号
大阪市西淀川区姫島３丁目３番26号　リバーサイドヴィラ姫島613号室
債務者　内囿　直美
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４９３号
大阪府寝屋川市明和１丁目23番７号
債務者　山口　貢司
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４９８号
大阪府箕面市船場西２丁目22番24―203号、前住所大阪府箕面市船場西１丁目10番８―411号
債務者　野口　茂治
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５２５号
大阪市浪速区大国２丁目６番15号　ラ・プルミエール405号
債務者　吉田　一馬
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５９２号
大阪市東住吉区照ヶ丘矢田１丁目６番６―404号、前住所大阪市阿倍野区北畠２丁目８番23号
債務者　きもの鈴富こと　富井三千男
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部